

I 第6次総合計画 策定方針

(1) 策定の趣旨

本町は「箱根町第5次総合計画」を町政運営の指針に、『人・心・自然、やさしさと出会いを創造する町ー箱根』を町の将来像として、「1 子育てにやさしいまちづくりプロジェクト」「2 健康で生きがいとやさしさのあるまちづくりプロジェクト」「3 環境先進観光地づくりプロジェクト」「4 安全・安心のまちづくりプロジェクト」「5 住まう人にやさしいまちづくりプロジェクト」、「6 町民、事業者、行政による協働のまちづくりプロジェクト」「7 地方分権の推進と行財政改革推進プロジェクト」を重点プロジェクトに掲げ、これまで各種施策に取り組んできたところです。

本計画は、平成19年度に策定し、平成24年度からは後期基本計画を実施しています。平成28年度末をもって第5次総合計画の計画期間が満了を迎えることから、本町を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、本町の将来像の実現に向けた取り組みを推進するため、新たな「総合計画」を策定するものです。

(2) 基本的事項

1 計画の位置付け

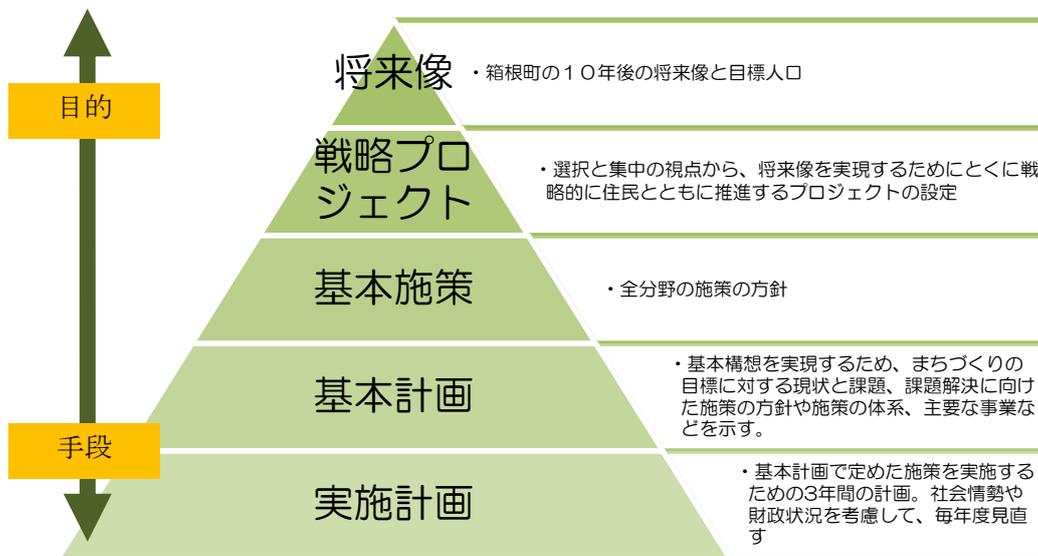
地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行(平成23年8月1日)により、市町村の基本構想策定義務(改正前の地方自治法第2条第4項)が撤廃されましたが、本町においては、箱根町自治基本条例第16条に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、自治基本条例に定める自治の基本理念にのっとり、総合計画を策定するものとします。

特に、今回策定する総合計画は、人口減少など、社会経済環境の大きな変化の中で本町が持続的な発展を図れるよう、町の将来像の実現に向けて、町と住民・事業者が共同で取り組む「戦略プロジェクト」を定めた計画を目指します。

2 総合計画の構成

計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画とし、一体的に策定作業を進めます。

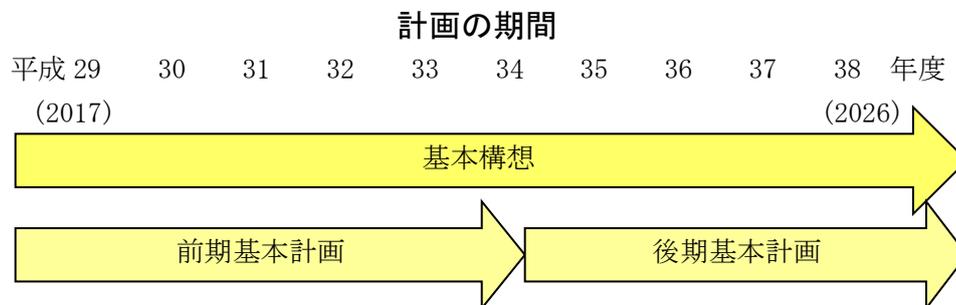
【基本構想・基本計画・実施計画の体系】



3 計画期間

基本的な計画期間と計画の内容は次のとおりです。

基本構想	平成 29(2017)年 4月 1日～平成 39(2027)年 3月 31日
前期基本計画	平成 29(2017)年 4月 1日～平成 34(2023)年 3月 31日



基本構想 (平成 29～38 年度)	
町の将来像、数値目標、施策の大綱、戦略プロジェクトを明らかにし、基本計画を方向づける計画。①将来像②目標人口③戦略プロジェクト④施策の大綱 ⑤土地利用基本構想	
前期基本計画 (平成 29～33 年度)	後期基本計画 (平成 34～38 年度)
基本構想を実現するために、部門ごとに、現況と課題、基本目標、主要施策を明らかにし、実施計画に基本方針を与える計画	

4 町民参画手法

以下の町民参画手法により、計画策定を進めていくものとします。

① 町民ワークショップの実施（平成26年9月実施）

幅広い世代の町民に参加してもらい、今後のまちづくりへの提案や意見を集め、町民アンケートの質問設計に活かします。ワークショップは、一般町民を対象に2回、中学生を対象に1回実施します。

本ワークショップにより、アンケート等では把握が難しい住民の想いや課題の背景を把握するとともに、住民の主体性、まちづくりへの興味・関心を高めることを目的とします。そこで、今後の住民と行政の協働によるまちづくり体制の構築を見据え、住民目線での町の将来像、まちづくりの戦略プロジェクト（特に、要となる重要な事業・まちづくり活動）についてのアイデアといったテーマで検討いただくこととします。

なお、ワークショップのファシリテーター（司会者）は、ワーキンググループのメンバーが担当し、27年度には、ワークショップで住民意見に直接に触れた職員が主体となり、ヒアリング調査、アンケート調査結果も踏まえ、基本構想骨子を検討します。

② 関係団体・有識者ヒアリングの実施（平成26年10月実施）

町内で活動する各種団体やまちづくりリーダーなど有識者の今後の活動意向や、行政への要望などを把握し、町民アンケートの設計や計画作成に反映します。

1. ヒアリング対象候補リストを作成
2. ヒアリング事前シートの送付・回収
3. 事前シートの内容の確認・アポイントメント（ヒアリング対象者、日時を確定）
4. ヒアリングの実施

③ 町民アンケート調査（平成26年12月～27年1月実施）

町民アンケート調査を実施し、まちづくりに対する認識・評価や、町の将来像、戦略プロジェクト、今後の施策に対する要望等を把握し、計画に反映させます。

調査は、以下の3点を踏まえた設問を設計し、分析を行います。

- ① 分野別住民サービスへの評価
- ② 町民各層のニーズ把握（年齢別、地域別）
- ③ まちづくり活動（コミュニティ活動やボランティア活動）への参加意向把握

また、一般住民に加え、中学生を対象に実施します。

- ①対 象：箱根町民
- ②配布数：1,500 票
- ③抽出方法

- 一 般：無作為抽出
- 中学生：箱根中学校生徒
- ④配布・回収方法
- 一 般：郵送法
- 中学生：学校へ依頼

④ 電子会議室の設置（平成 26 年～28 年度実施）

総合計画策定に関する情報提供と意見発表の場として電子会議室を設置します。

企画課、策定委員会等で電子会議室の要件（住民に対する広報機能だけとするか、広聴機能も持たせるか等）を検討し、事例等も参考にしながら行います。

⑤ まちづくりフォーラムの実施（平成 27 年 10 月実施）

アンケート調査結果、町の将来像や目標人口、戦略プロジェクトなどを町民に説明し、今後のまちづくりに対する考え方を共有します。また、行政と住民の協働の在り方について意見交換し、基本構想原案に反映させます。

⑥ パブリックコメントの実施（平成 28 年度実施）

策定する計画が今後のまちづくりの活動規範となることから、基本計画案についてパブリックコメントを実施し、町民からの意見を幅広く求め、提出された意見を参考にして計画を修正します。

⑦ 総合計画審議会（平成 27 年～28 年度実施）

住民の代表者や有識者、各種団体の代表、公募委員（予定）からなる総合計画審議会を設置し、町長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議を行います。

⑧ 議会との連携

アンケート結果の報告、基本構想案・基本計画案の説明など、町民の代表である議会との十分な意見交換を行います。

議会は、基本構想・基本計画案について、議決します。

5 庁内体制

庁内における計画策定作業は、以下の組織を中心として進め、職員の政策立案力と住民との協働能力の向上を図ります。全職員は総合計画が本町の最上位計画として行政運営の基本方針となることを認識し、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、創意と英知を結集し、計画策定にあたるものとします。

① 総合計画策定本部

副町長、教育長、部長、教育次長、消防長で構成し、総合計画の総括、基本構想案、基本計画案の決定を行います。

② 総合計画策定委員会

基本構想案・基本計画案を作成する総合調整機関として、課長職で組織する策定委員会を設置します。

策定委員会での本格的検討は 27 年度以降になります。

③ 庁内ワーキンググループ

町民ワークショップやアンケート結果を受け、町の将来像、目標人口、戦略プロジェクト案を検討・調査し、作成するため、係長・主査等で組織する作業部会を設置します。

また、策定委員会への原案説明、質疑応答の役割を担うなど、庁内の連動性を確保します。

ワーキンググループのメンバーは、各課長から推薦いただき企画課で選出します。ただし、推薦を受けた職員は、ワーキンググループでは、各課を代表するのではなく、一個人として意見を述べるものとします。

また、ワーキンググループのメンバーは、町民ワークショップのファシリテーターを担当します。

④ 事務局（企画課）

事務局を企画課に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行います。

⑤ 町長

町民ワークショップや、町民アンケート等の調査結果を報告して意見をいただくとともに、本町の将来像や目標人口、戦略プロジェクト等をインタビューで把握します。